労働基準関係法令違反に係る公表事案

秋田労働局

最終更新日:令和7年11月5日 所在地 違反法条 企業・事業場名称 公表日 事案概要 移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるに 労働安全衛生法第21条 当たり、荷の落下による危険の防止措置を 講じなかったもの (株) 双葉製作所 東京都台東区 R6. 11. 8 R6.11.8送検 労働安全衛生規則第537条 労働安全衛生法第21条 高さ3.4メートルの梁の上で作業させるに当 個人事業主 秋田県大館市 R6.11.8送検 R6. 11. 8 労働安全衛生規則第518条 たり、墜落防止措置を講じなかったもの 高さ2.5メートルの作業床の上で作業させる 労働安全衛生法第21条 に当たり、墜落防止措置を講じず、かつ、 R6.11.8送検 (有) 堀内工務店 労働安全衛生規則第519条 秋田県北秋田市 R6. 11. 8 安全に昇降するための設備を設けなかった 労働安全衛生規則第526条 **もの** 車両系木材伐出機械を用いて作業させるに 労働安全衛生法第20条 当たり、主用途以外の用途に使用させ、か 労働安全衛生規則第151条の96 (有)米澤木材 秋田県北秋田市 R7. 2. 14 R7. 2. 14送検 つ、物体の飛来等のおそれのある危険箇所 に労働者を立ち入らせたもの 労働安全衛生規則第151条の103 4日以上の休業を要する労働災害につ 労働安全衛生法第100条 大館桂工業 (株) いて、虚偽の内容を記載した労働者死 R7. 4. 21送検 秋田県大館市 R7. 4. 22 労働安全衛生規則第97条 傷病報告書を提出したもの あおりのある貨物自動車の荷台の最高 (株) ベジリンクあきた男 労働安全衛生法第20条 1.8メートルの高さに積み上げられた稲 秋田県男鹿市 R7.6.18送検 R7. 6. 18 労働安全衛生規則第151条の73 わらの上に労働者を乗車させて走行し たもの サイロ内においてセメントを取り扱う 労働安全衛生法第22条 作業を行わせるに当たり、保護眼鏡等 中友商事(株) 秋田県能代市 R7. 10. 21 R7. 10. 21送検 労働安全衛生規則第594条第1項 を備え付けていなかったもの